

別表秋田県の項中「仙北郡西仙北町」を「仙北郡神岡町 同郡西仙北町」に改め、同表福島県の項中「耶麻郡塩川町」を「耶麻郡塩川町 同郡西会津町 同郡磐梯町」に改め、同表茨城県の項中「同郡北浦村」を「同郡北浦町」に改め、同表新潟県の項中「新治郡出島村」を「同郡東町 新治郡霞ヶ浦町」に改め、同表群馬県の項中「北群馬郡伊香保町」を「北群馬郡伊香保町 同郡伊香保町」に改め、同表長野県の項中「同郡長野原町」を「同郡吾妻町」に改め、同表山梨県の項中「同郡成東町」を「同郡成東町 同郡山梨町」に改め、同表新潟県の項中「同郡横越村」を「同郡横越町」に改め、同表福島県の項中「北魚沼郡堀之内町」を「北魚沼郡川口町 同郡堀之内町」に改め、同表京都府の項中「八幡市」を「八幡市 京田辺市」に改め、同表滋賀県の項中「三原郡西淡井手町」に改め、同表兵庫県内の項中「三原郡西淡町」を「三原郡西淡町 同郡西淡町」に改め、同表和歌山県の項中「西牟婁郡白浜町」を「西牟婁郡白浜町 同郡上富田町」に改め、同表鳥取県の項中「同郡若美町」を「同郡若美町 同郡福部村」に改め、同表福岡県の項中「前原市」を「前原市 古賀市」に改め、同郡古賀町」を削る。

省 令

この府令は、公布の日から施行する。

○大蔵省、厚生省、令第二号
農林水産省、通商産業省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第二項第二号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成九年十二月二十六日

大蔵大臣 三塚 博
厚生大臣 小泉純一郎
農林水産大臣 島村 宜伸
通商産業大臣 堀内 光雄

一〇〇分の九五
一〇〇分の七〇
一〇〇分の六〇
一〇〇分の七〇
一〇〇分の一〇
一〇〇分の九五
一〇〇分の五五
一〇〇分の七〇
一〇〇分の六五
一〇〇分の六五

一〇〇分の六〇
一〇〇分の七五
一〇〇分の七〇
一〇〇分の四五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇〇
一〇〇分の七〇
一〇〇分の五五
一〇〇分の八〇
一〇〇分の五五

別表第三中

一〇〇分の一五
一〇〇分の七五
一〇〇分の一五
一〇〇分の八五
一〇〇分の七五
一〇〇分の六五
一〇〇分の一五
一〇〇分の九五
一〇〇分の五五
一〇〇分の七五
一〇〇分の八五
一〇〇分の九五
一〇〇分の一〇〇
一〇〇分の一〇〇
一〇〇分の一〇〇

附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。
○厚生省令第九十三号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九條の五の二第一項及び第十五條の四の二第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第五條の四、第五條の五及び第五條の六の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成九年十二月二十六日

厚生大臣 小泉純一郎
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号ハ中「及び第四條の五」を「、第四條の五、第六條の三（第十二條の十二の三において準用する場合を含む）、第六條の四及び第十二條の十二の四」に改める。
第六條の五を第六條の十六とし、第六條の二から第六條の四までを十一條ずつ繰り下げ、第六條の次に次の十一條を加える。
（再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物）
第六條の二 法第九條の五の二第一項の規定による再生省令で定める一般廃棄物は、次の各号の

に改める。

- 一 ばいじん又は焼却灰であつて、一般廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
 - 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二條第一項第一号イに掲げるもの
 - 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- （一般廃棄物の再生利用の認定の申請）
第六條の三 法第九條の五の二第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
イ 再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状
ロ 再生の方法